

# 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン 【特別支援学校版】（令和2年6月18日時点）

※下線部が前回示したガイドラインから改訂した内容です。

## 島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、各学校における長期的な対応が見込まれますが、このような中においても持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくことが求められます。これまでと同様に、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」を取り入れながら、子どもたち一人一人の健やかな学びを保障する「新しい学びの環境づくり」を進めていく必要があります。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、児童生徒等及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。各学校においては、このガイドラインに従い、管理職を中心として、より一層安心・安全な学校づくりを進めていただくようお願いします。

### 1 保健管理等について

#### (1) 基本的な感染症対策の実施について

□令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」で示した内容のとおり、引き続き次の事項について徹底を図ること。

##### ①感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・登校前に確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認

##### ②感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒を行うなど、環境衛生を良好に保つ。

##### ③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指

導する。

## (2) 授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

□教室等は休み時間毎に窓を広く開けて換気を行うようにし、授業中においても2方向それぞれ1つ以上の窓を開けるよう努めること。

□エアコンを使用する場合には、外側の前後の窓と廊下側の窓を一部開けるよう努めること。

□換気の程度は天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談すること。

□教室においては、できる限り身体的距離の確保（概ね1～2メートルの距離）に努めること。しかし、十分な距離がとりにくく、近距離での会話が必要な場合には、マスクを着用すること。教職員は常にマスクを着用すること。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないこと。

### ①十分な身体的距離が確保できる場合

### ②熱中症などの健康被害が発生すると判断した場合

夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるなど配慮が必要であるが、熱中症は命に関わる危険性があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。

### ③児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた場合

児童生徒等の実態に応じて、自己の判断でも適切に対応できるよう指導すること。

### ④夏期の気温や湿度が高い中での登下校時に、人と十分な距離を確保できる場合

□できる限り、多人数で集まらないように、学級もしくは学習グループをまたいだ学習集団は組まないようにすること。また、多人数の学級や学習グループにおいては、空き教室や特別教室を活用して、1箇所に集まる人数を減らすようにすること。

## (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

□医療的ケアの必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については、特に次のことに留意すること。

### ①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。基礎疾患等のある児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても同様に対応すること。

### ②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児の教育活動については、感染リスクをより一層低減させるように努めること。

## (4) 休憩時間等における注意事項について

□教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食等の前後など、こまめな手洗いを徹底すること。

□昼食をとる際には、机を向かい合わせにしないことやできるだけ会話を控えさせることなど指導すること。

#### (5) 体調を崩した児童生徒等への対応について

- 校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させること。
- 帰宅させるまでの間、他の児童生徒等と接触させないよう別室（休養室等）で待機させること。
- 児童生徒等の帰宅後はその部屋の消毒を行うこと。
- 学校の構造上どうしても別室（休養室等）の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保すること。その際には、換気を十分にを行い、他者との間隔が2 m以上となるようにするなど感染防止の措置をとること。

## 2 臨時休業の実施について

- 今後、児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、当該学校の臨時休業を実施する。この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行うこと。合わせて、健康福祉部等と協議の上、児童生徒等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、さらに学校の全部又は一部の臨時休業を継続するか、感染者又は濃厚接触者に特定された児童生徒等の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応とするかを決定する。
- 緊急事態宣言が出された場合において緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合や、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。
- 児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合には、保健所や学校薬剤師と連携して、適切に校内の消毒を行うこと。なお、症状が出ていない濃厚接触者が触った物品の消毒の必要はない。また、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力すること。
- 学校の全部を休業する場合は、部活動は自粛すること。
- 臨時休業を行う際、地域毎の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校による学校教育活動の継続を行うことが考えられる。各学校においては、あらかじめそのことを想定した準備を進めておくこと。

## 3 学習指導について

### (1) 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容の評価について

- 臨時休業中の家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、臨時休業期間中の学習状況の記録の提出や臨時休業期間中に与えた課題についての小テストの実施などにより、児童生徒等の障がいの状態等に応じて対応し、学習評価に適切に加味すること。なお、1学期の学習評価については、令和2年6月1日付け島教指第324号「令和2年度1学期学習評価に関わるQ&A（6

月1日時点)を参考にすること。

□休業期間中に課題等で取り組んだ学習内容や教科指導を中心とした計画的登校日に行われた授業内容は、一定の要件を満たす場合、学校再開後の授業において再度取り扱う必要はないこと。

## (2) 授業の遅れへの対応について

□年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮(参考・高等学校での対応:夏季休業は土日祝日を含み最低限10日程度、冬季休業は7日以上の休業日は確保すること)による授業時間の確保などにより、各学校において対応すること。

□上記の場合に、児童生徒等の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているか、教職員の負担が過重にならないかなどについて配慮すること。

□通常の授業時程の前後に授業を設定することも可能であるが、児童生徒等の通学手段や通学時間帯についても十分に考慮するとともに、教職員の所定の勤務時間外に授業を行う場合は勤務時間の割り振りを適正に行うこと。

□これらの対応により、年間の学習計画に基づく履修が進むよう配慮すること。

□日曜日及び土曜日については、島根県立特別支援学校規程の一部改正(令和2年7月1日施行)により、授業日として取り扱うことができることとしたが、実施にあたっては、事前に教育委員会と協議を行うこと。

□個人でも実施可能な学習活動の一部を、授業以外の場において行うことも考えられるが、その際はICT等を有効に活用すること。

## (3) 実技指導や実習等を伴う教科の指導について

□実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、「3つの密」を徹底的に回避すること。

□年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらに触る前後での手洗い・除菌行為の徹底をすること。

□更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。

□次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理等の実習

□職業に関する教科の実習に関しては、令和2年6月5日付け教育指導課長事務連絡「職業に関する教科の実習に関するQ&Aについて」を参考にする。

## (4) 作業学習の実施について

□作業学習における調理については、販売することを目的とし、従来から衛生管理には細心の注意を払っていると考えられる。したがって、1(1)や2(3)で示した感染症対策を講じた上で、衛生管理をより一層徹底し実施すること。

□その他の作業学習においては、1(1)、(2)に示した感染症対策を講じること。

□客などの外部の方と接触する場合は、感染防止のため、マスクや手袋を着用し、透明ビニールカーテンで遮蔽するなど感染症対策を徹底すること。

#### (5) 自立活動の実施について

- 自立活動においては、指導上教員も児童生徒等もマスクの使用ができない場合や児童生徒等との接触が不可避な場合などが想定されるため、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行うこと。
- 自立活動におけるプールでの指導は、医療的ケア児も多く実施していることから、実施にあたっては、児童生徒等個別に主治医や学校医、保護者に相談して実施を決定すること。
- また、上記のことに加え、令和2年5月22日付け文部科学省事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参照の上、万全な感染防止対策を講じた上実施すること。
- 自立活動以外でのプール学習も同様とすること。

#### (6) 体育の授業での実技について

- 体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の学習活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。
  - ・運動不足の児童生徒等もいると考えられるため、児童生徒等の怪我防止に十分に留意すること。
  - ・「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
- 次の事項を参照し、可能な範囲で実施すること。
  - ・体育の授業に関し医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重すること。また、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒等や教職員の生活圏（通学圏・発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
  - ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
  - ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の児童生徒等が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
  - ・用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒等間で不必要に使い回しをしないこと。
  - ・更衣室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
  - ・体育の授業におけるマスクの着用については、令和2年5月21日付けスポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照すること。
  - ・水泳については、令和2年5月22日付けスポーツ庁事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参照すること。

- ・熱中症予防については、令和2年6月2日付け島教保第100号「熱中症事故の防止について（通知）」を参照すること。
- ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

#### (7) 校外学習（校外での活動）について

- 実施に際しては、地域の感染状況を考慮し、学校長が判断すること。判断にあたっては、実施の必要性を十分に検討し、必要性の低いものや代替が可能なものについては、実施を見送ること。
- 実施にあたっては、移動中や活動先において、「3つの密」の状態を避けるなど、万全な感染防止対策を講じること。

#### (8) 現場実習について

- 実施に際しては、地域の感染状況を考慮し、学校長が判断すること。判断にあたっては、実習先の事業所等と事前協議し、了解をとること。
- 高等部3年生など進路指導に配慮が必要な生徒の現場実習を優先すること。
- 実施にあたっては、生徒の健康状態を的確に把握し、体調に変化がある場合は速やかに中止すること。また、実習先においても健康状態を観察していただくように依頼すること。

### 4 学校行事の実施について

#### (1) 全校集会、学年集会等について

- 集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討を行うこと。
- 必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討すること。
- 体育館等に集まって実施する際は、感染拡大防止の取組を行った上で、次の点に留意すること。
  - ・窓を広く開け、換気に努める。
  - ・整列する際の間隔を広くとる。
  - ・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡素にする。

#### (2) 遠足、修学旅行等について

- 当面の延期又は中止を検討すること。
- 延期を検討する場合は、行き先や交通機関の状況などの情報収集をした上で、慎重に検討すること。

### 5 部活動について

- 6月1日以降、部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。
  - ・運動不足の児童生徒等もいると考えられるため、児童生徒等の怪我防止に十分に留意すること。また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
  - ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留

意すること。

- ・「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
  - ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
  - ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。なお、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の児童生徒等が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
  - ・用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒等間で不必要に使い回しをしないこと。
  - ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
  - ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じること。
  - ・熱中症予防については、令和2年6月2日付け島教保第100号「熱中症事故の防止について（通知）」を参照すること。
  - ・中央競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
  - ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。
- 今後の部活動の実施については、別紙「県立学校の部活動の実施に関する段階的スケジュール（6/18時点）」も参照すること。

## 6 児童生徒等の心のケアについて

- 学校再開後、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、休業期間中のストレスや感染への不安、今後の学校生活に対する不安など児童生徒等の心の健康状況の把握に努めること。特に大きく環境が変わった1年生や目標とする大会等が中止となった高等部3年生については、心の健康状況の把握に細心の注意を払うこと。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応すること。相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するなど、児童生徒等の心のケア等に配慮すること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行い、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の児童生徒等の心のケアを含めた支援についても、適切に対応すること。
- 文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」(令和2年4月)を有効に活用し、発達段階を踏まえた指導を工夫すること。

(掲載HP [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm))

## 7 学校給食について

- 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- 給食の配食を行う児童生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、毎日点検し、適切でないと認められる場合は配食を行わないなどの対応をとること。
- 児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。
- 臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、業者等と連絡をとり、影響が最小限になるよう努めること。

## 8 寄宿舎における対応について

- 寄宿舎において、軽い風邪症状等、体調がすぐれない場合、速やかに保護者へ連絡し、保護者へ引き渡すこと。保護者に引き渡すまでは、他の児童生徒等や教職員になるべく接触しないよう、別室等で対応すること。

## 9 児童生徒等の出欠の取扱いについて

### (1) 出席停止等の取扱いについて

- 学校再開後、保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わないこと。
- 感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。
- 医療的ケア児や基礎疾患児の場合、主治医の見解を保護者に確認したり、学校医に相談したりして登校を判断するが、そこで登校すべきではないと判断された場合は、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録すること。

### (2) 分散登校日を設定する場合の出欠の取扱いについて

- 学校の全部を休業としている期間に、分散登校を設定する場合は、これまでどおり授業日数には含めないこと。
- 学校再開後に3密対策として分散登校を設定する場合であって、一部の学年又は一部のクラス等を出校の対象としない時は、授業日数及び出校の対象でない児童生徒等の出欠の取扱いは次の通りとすること。
  - ①一部の学年を出校としない場合、当該学年について当該日は授業日数に含めない。

(例) 1年生のみ臨時休業として、2年生及び3年生が分散登校



②一部のクラス又は一部の児童生徒等を出校の対象としない場合、当該日は学年全体の授業日数に含まれ、出校の対象である児童生徒等については出欠を記録するが、出校の対象でない児童生徒等については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

(例) 各学年の偶数クラスのみ臨時休業として、奇数クラスが分散登校

□なお、出校はしているが、授業を受ける際に、次のようにクラスをいくつか分割するような場合は、別室等で学習する児童生徒等も、授業日数に含め、出欠を記録すること。いずれも、同時展開で教員が随時学習指導に行くような場合も含むものとする。

①分割した一部の児童生徒等を別室等で授業と同等の課題に取り組みせ学習させる場合

②分割した一部の児童生徒等を別室等で授業のライブ配信の受信により学習をさせる場合

## 10 教職員の服務について

□教職員は感染拡大防止のため意識をしっかりと持ち、自覚を持った行動をとるよう徹底すること。

□出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上命ずること。

□対面会議については、人との接触を低減する観点から、所属において開催の必要性を十分に検討し、テレビ会議、電話、電子メール等の活用など、その方法について十分に検討の上、適切に対応すること。

□教職員又はその親族等が「帰国者、接触者外来相談センター」等において、「帰国者、接触者外来」へ受診を案内された場合や、臨時休業その他の事情により子の世話をを行う教職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合などは、特別休暇の取得により対応すること。

□上記のような場合であっても、在宅勤務制度の利用が可能な場合は、必要な手続きをとった上で在宅勤務を行うこと。

□週休日である土曜日又は日曜日に授業を行う場合には、週休日の振替又は勤務時間の割り振り変更を適切に行うなど、勤務の適正化に努めること。

(別紙)

## 県立学校の部活動の実施に関する段階的スケジュール (6/18 時点)

※下線部が前回示した内容から更新・追加した部分です。

5月25日(月)～ 教科指導を中心に学校教育活動を展開する期間

6月1日(月)～ 可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う期間

6月13日(土)～ 対外試合(練習試合等)により大会参加へ向けた準備期間

- ・ 6月19日(金)からは、可能な限り感染症対策を行った上で、県内及び県外校との練習試合・合同練習への参加を可能とする。ただし、県境をまたぐ移動の際には、移動先の自治体が提供している情報などを確認し、感染予防に努めるとともに、参加の可否を十分に検討すること。
- ・ 原則として無観客で実施すること。また、日程や試合時間等を工夫し、長距離の移動や宿泊が極力必要とならないように配慮すること。
- ・ 各競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。

7月10日(金)～ 対外試合(公式試合等)の開催・参加可能期間

- ・ 可能な限り感染症対策を行った上で、県内外で行われる公式大会・コンクール等への参加を可能とする。ただし、県境をまたぐ移動の際には、移動先の自治体が提供している情報などを確認し、感染予防に努めるとともに、参加の可否を十分に検討すること。
- ・ 日程や試合時間等を工夫し、長距離の移動や宿泊が極力必要とならないようにすること。
- ・ 各競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
- ・ **【新規】** 原則として無観客で実施すること。ただし、控えの部員及び3年生の保護者等(3年生1名に対し2名まで)に限り観戦を認める。なお、観戦にあたっては以下について留意すること。
  - 発熱・咳・咽頭痛の症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合については、観戦を自粛すること。
  - マスクを持参すること。着用の際には熱中症予防を考慮すること。
  - 大きな声での会話や応援をしないこと。
  - 保護者等が観戦後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校関係者へ速やかに報告するよう徹底すること。
  - 対外試合を主催する場合は、観戦者を含む関係者全員の名簿の作成や、会場規模に応じた観戦者数制限等、感染防止のための措置を適切に行うこと。
  - その他、主催者が求める感染防止のための措置や指示に従うこと。

※ 8月1日以降の取り扱いについては、7月下旬に別途通知する。

※ 本スケジュールは今後の感染状況等に応じて変更することがある。